



# お知らせ

**令和3年1月1日から**継続検査申請書（OCRシート）の『印』又は『自署』が不要となりましたのでお知らせします。  
なお、旧申請様式（『印』が記載されたもの）も使用できますので引き続きご使用下さい。

## 登録車の申請手続に関するお知らせ ～申請手続にかかる押印（認印）・署名が廃止されました～

### 1. 背景

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）等において、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めている手続、押印を求めている手続、又は対面を求めている手続全てについて、恒久的な対応として、2020年以内に制度見直しの検討を行うこととされ、これを踏まえ、国土交通省が所管する政省令において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、押印を不要とする等の改正が行われたところです。

そのなかで、登録車のいわゆるOCR申請書等につきましても今般の押印見直しの対象とされたことから、令和3年1月4日（月）より以下の取扱いとさせて頂きましたので、ご理解の程宜しくお願いいたします。

### 2. 見直しの概要

- ① 継続検査申請等の記名及び押印（認印）又は署名を求めていた手続について、所定の記載のみにより申請することが可能となりました。一方、所有権の得喪に関する新規登録申請・移転登録申請・抹消登録申請については、厳格な本人確認を行う必要があることから、従前どおり、押印（実印）及び印鑑証明書の添付が必要です。
- ② 二輪の手続に添付する譲渡証明書について、押印は不要となりました。一方、登録車の手続に添付する譲渡証明書については、従前どおり、押印（実印）が必要です。
- ③ 申請代理人による登録申請の場合は、従前どおり委任状の提出をお願いいたします。ただし、新規登録申請・移転登録申請・抹消登録申請以外の手続には、押印は不要です。

詳しくは、山口運輸支局職員にお尋ねください。

継続検査申請書 専用3号様式

1340 1

①車種等別 ②手数料 ③有効期限 ④出庫 ⑤検査 ⑥検査種別 (GN) (GN-P) (GN-PM)

⑦自動車登録番号 (記入例) AB3-1234567 ⑧検査工数コード

⑨支店番号 (記入例) 00

運輸支局長 殿  
運輸監理部長  
平成 年 月 日

申請人 (使用者)  
氏名又は名称

住所

受検者  
氏名又は名称

住所

継続検査に必要な書類等  
納税証 保険証 譲渡税 手数料 申請書 記録簿

**印鑑不要**

◎使用者欄  
(個人の場合：使用者名を記載)  
(法人の場合：名称を記載)





令和3年1月4日から継続検査申請書(OCRシート)の『印』又は『自署』が不要となりましたのでお知らせします。
なお、旧申請様式(『印』が記載されたもの)も使用できますので引き続きご使用ください。

印鑑不要

◎使用者欄
(個人の場合:使用者名を記載)
(法人の場合:名称及び代表者の役職・氏名を記載)

軽自動車の申請手続に関するお知らせ
~申請手続等にかかる押印・署名が廃止となります~

1. 背景

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)等において、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面を求めている手続全てについて、恒久的な対応として、年内に制度見直しの検討を行うこととされ、これを踏まえ、国土交通省が所管する省令において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、押印を不要とする等の所要改正が行なわれたところです。

そのなかで、軽自動車のいわゆるOCR申請書につきましても今般の押印見直しの対象とされたことから、令和3年1月4日(月)より以下の取扱いとさせていただきますので、ご理解の程宜しくお願いいたします。

2. 見直しの概要

- ①申請書・申請依頼書・譲渡証明書に求める押印を廃止し、所定の記載のみにより申請することが可能となります。
②新規、並行、改造自動車等の事前届出書面についても押印を廃止し、所定の記載により手続を行なうことが可能となります。
③代理人による申請手続の場合は、従前どおり申請依頼書の提出をお願いいたします。

※ 従前の様式(印の表示があるもの)に基づき作成、押印・署名された申請書・申請依頼書・譲渡証明書については、当面の間使用することができます。

注:自動車販売会社・リース会社等の所有権留保車両については、名義変更・返納等の際に『所有者承諾書』が必要となる場合がありますので、お手続き前に当該所有者にご確認ください。

なお、『所有者承諾書』の取扱いについては、④番窓口にお問い合わせください。